

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/mynumber.html

執行機関名 荒川区長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの(介護保険移行者ホームヘルプ)
番号法別表第1の項	68	
番号法別表第2の項	94	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第6の項 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	荒川区介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業実施要綱第1条

<p>事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この事業は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行に伴い、区が利用者負担の激変緩和の観点から行っている、ホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を踏まえ、同サービスを利用していた低所得者が、介護保険法(平成9年法律第123号。)の規定による保険給付の対象者として移行し、同法第8条第2項の訪問介護、同法第8条の2第2項の介護予防訪問介護(同法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業として実施する訪問型サービス(現行の介護予防訪問介護に相当するものに限る。)を含む。)又は同法第8条第15項の夜間対応型訪問介護(以下「訪問介護等」という。)を利用することとなった場合において、保険給付による訪問介護等の利用者負担の一部を助成することにより、高齢者及び障害者の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>独自利用事務の関連規範</p>		<p>荒川区介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業実施要綱第1条</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号	荒川区介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業実施要綱第1条
事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	介護保険給付による訪問介護等の利用者負担の一部助成申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号 イ	荒川区介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業実施要綱第2条
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	本助成申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号 ロ	荒川区介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業実施要綱第2条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報	本助成申請を行う者が属する世帯の生計の中心者に係る市町村民税に関する情報
備考		